

# 石川県公報

平成28年6月14日

第12909号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

| 告示                                  |   | 公告                         |   |
|-------------------------------------|---|----------------------------|---|
| ○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定<br>(厚生政策課) | 1 | ○河川区域の廃止により生じた廃川敷地等(河川課)   | 2 |
| ○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定<br>(同)   | 1 | ○特定非営利活動法人の設立認証申請公告(県民交流課) | 3 |
| ○家畜人工授精に関する講習会の実施<br>(生産流通課)        | 1 | ○土地改良区の役員就任公告(農業基盤課)       | 3 |
| ○県道の区域の変更<br>(道路整備課)                | 2 | ○道路の位置の指定公告(建築住宅課)         | 4 |
| ○県道の供用の開始<br>(同)                    | 2 | ○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正     | 4 |

## 告示

### 石川県告示第310号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年6月14日

石川県知事 谷本正憲

| 居宅介護事業者 |                 | 居宅介護事業所       |                 | 指定年月日      |
|---------|-----------------|---------------|-----------------|------------|
| 名称      | 主たる事務所の所在地      | 名称            | 所在地             |            |
| 株式会社らいふ | 七尾市本府中町チ部32番地の5 | シルバーサポートのと七尾店 | 七尾市本府中町チ部32番地の5 | 平成28年4月10日 |

### 石川県告示第311号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年6月14日

石川県知事 谷本正憲

| 居宅介護事業者 |                 | 居宅介護事業所       |                 | 指定年月日      |
|---------|-----------------|---------------|-----------------|------------|
| 名称      | 主たる事務所の所在地      | 名称            | 所在地             |            |
| 株式会社らいふ | 七尾市本府中町チ部32番地の5 | シルバーサポートのと七尾店 | 七尾市本府中町チ部32番地の5 | 平成28年4月10日 |

### 石川県告示第312号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年6月14日

石川県知事 谷本正憲

- 1 期日  
平成28年8月22日(月)から同年9月23日(金)まで
- 2 場所  
石川県農林総合研究センター畜産試験場  
羽咋郡宝達志水町坪山ナ部93番2
- 3 家畜の種類  
牛
- 4 講習人員  
20名
- 5 受講願の提出期限及び提出場所
  - (1) 提出期限  
平成28年7月29日(金)まで(郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限る。)
  - (2) 提出場所  
石川県農林水産部生産流通課畜産振興グループ  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
- 6 その他  
受講願等の請求その他詳細については、石川県農林水産部生産流通課畜産振興グループへ問い合わせること。

#### 石川県告示第313号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成28年6月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成28年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名     | 道路の区域  |     |   | 関係図面の縦覧場所              |
|---------|--|-----|---|------------------------|
|         | 変更の区間  | 旧新別 | 敷地の幅員(m) 延長(m)                            |                        |
| 金沢美川小松線 | 白山市徳光町2884番1地先から<br>白山市徳光町4053地先まで<br>及び<br>白山市徳光町2884番1地先から<br>白山市徳光町4053地先まで | 旧   | 17.41~26.33<br>919.0                      | 石川土木<br>総合事務所<br>維持管理課 |
|         |  | 新   | 17.41~26.33<br>及び<br>23.00~57.84<br>895.2 |                        |

#### 石川県告示第314号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成28年6月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成28年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 路線名     | 供用開始の区間                              | 供用開始の期日    | 関係図面の縦覧場所              |
|---------|--------------------------------------|------------|------------------------|
| 金沢美川小松線 | 白山市徳光町2884番1地先から<br>白山市徳光町4056番1地先まで | 平成28年6月14日 | 石川土木<br>総合事務所<br>維持管理課 |

#### 石川県告示第315号

河川区域の廃止により、廃川敷地等が生じたので、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、石川県土木部河川課及び県央土木総合事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 河川の名称  
二級河川大野川水系浅野川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成28年6月14日
- 3 廃川敷地等の位置  
金沢市昌永町291番から293番まで及び293番地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 41平方メートル

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成28年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日  
平成28年5月22日
- 2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 Happy Market さくら
- 3 代表者の氏名  
檜垣 利幸
- 4 主たる事務所の所在地  
金沢市三池栄町156番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、食品関連企業や農家、個人から、まだ十分に食べられるのにも関わらず、さまざまな理由で廃棄される運命にある食品を引き取り、社会的支援を必要とする人たちに対して食事提供をしている非営利団体等へ食品を届けるフードバンク活動に関する事業などを行い、食の有効活用や食を大切にす文化をさらに促進し、要支援者の生活向上や明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

また、このフードバンク活動を障がい者の雇用の場とし、地域住民とのふれあい並びに障がい者の社会参加を目的として、地域における障害理解の促進を図るとともにノーマライゼーション社会を実現し、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

- 1 申請のあった年月日  
平成28年5月26日
- 2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 アグリファイブ
- 3 代表者の氏名  
洲崎 邦郎
- 4 主たる事務所の所在地  
金沢市北安江2丁目11番30号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、アグリカルチャー（農業を含む第1次産業）に関する事業を行い、農山漁村に点在する耕作放棄地の解消、高齢化に伴う農業従事者の不足改善、収穫した産物による子どもたちへの食育などを活動としておこない、市民の健康で豊かな生活、住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### 土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届

出があった。

平成28年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

加賀三湖土地改良区

| 職名 | 氏名      | 住所             | 就任年月日      |
|----|---------|----------------|------------|
| 理事 | 大 吉 勇 一 | 小松市矢田野町29の70番地 | 平成28年3月15日 |

#### 道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年6月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 関係土地の地名及び地番                        | 道路の幅員及び延長             | 位置指定申請者                     | 指定年月日     |
|------------------------------------|-----------------------|-----------------------------|-----------|
| 河北郡津幡町字能瀬ニ5番2、農道の無籍地の一部及び水路の無籍地の一部 | 幅員 6.00m<br>延長 47.57m | 河北郡津幡町字清水ア13番地<br>山崎不動産有限会社 | 平成28年6月3日 |

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第76号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月14日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第11（最高速度の指定）七尾警察署管内の表3の項を次のように改める。

|   |        |                                   |                |                |    |                        |
|---|--------|-----------------------------------|----------------|----------------|----|------------------------|
| 3 | 国道159号 | 七尾市川原町28番地1先から<br>七尾市古府町た部10番地先まで | 約1,160<br>メートル | 毎時40キロ<br>メートル | 終日 | 車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。） |
|---|--------|-----------------------------------|----------------|----------------|----|------------------------|